

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」等に対する意見の募集について</p>	<p>平成27年9月17日</p> <p>保安課</p>
<p>1 趣旨</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行に伴い、下位法令等を整備するに当たり、意見の募集を実施する。</p> <p>2 意見公募手続を行う下位法令等の概要</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 特定遊興飲食店営業に関する営業可能地域や営業時間制限の基準等を規定するもの。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案 特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類等を規定するもの。</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案 照度の測定方法、特定遊興飲食店営業の構造・設備の基準等を規定するもの。</p> <p>(4) 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件 苦情の処理に関する帳簿等への記載事項を電磁的方法により記録する場合に事業者が確保するべき基準を定めるもの。</p> <p>(5) 特定遊興飲食店営業の定義の解釈案 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（警察庁生活安全局長通達）に明記するべき、特定遊興飲食店営業に該当する営業の範囲等についての解釈を示すもの。</p> <p>3 期間</p> <p>平成27年9月18日（金）から同年10月17日（土）までの30日間</p> <p>4 地方自治法第263条の3第5項の規定に基づく通知</p> <p>地方自治法第263条の3第5項の規定に基づき、上記2(1)の政令案の概要を全国知事会及び全国都道府県議会議長会に通知する。</p>		

1 改正の趣旨

第189回国会において成立した労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、警備業の要件に関する規則等6規則について所要の改正を行う。

2 改正の内容

改正法の施行により特定労働者派遣事業が廃止されるところ、当該事業の届出制度に関する罪に係る条を引用する以下の条項に技術的修正を行う。

- (1) 警備業の要件に関する規則第2条第39号
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条第39号
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条第39号
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第39号
- (5) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条第39号
- (6) 確認事務の委託の手続等に関する規則第3条第39号

※ 上記(3)は、暴力団の指定要件の一つである犯罪経歴保有者の人数比率を算定する際の対象となる罪（暴力的不法行為等）として労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反（労働者派遣事業の許可申請書等に虚偽の記載をして提出した罪等）等を規定。

※ その他は、警備業の認定、風俗営業の許可、銃砲等の所持の許可、自動車運転代行業の認定及び放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人の登録の欠格事由に係る罪として労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律違反（労働者派遣事業の許可申請書等に虚偽の記載をして提出した罪等）等を規定。

3 施行期日

平成27年9月30日（改正法の施行日）

<p>公安委員会 説明資料No. 3</p>	<p>「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案」等について</p>	<p>平成27年9月17日 警備企画課</p>
----------------------------	---	-----------------------------

1 趣旨

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）の施行に伴い、下位法令を整備するもの。

2 内容

- (1) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の施行期日を定める政令案

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の施行期日を平成27年10月5日と定めるもの。

- (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案

ア 国際テロリストの指定の要件の一部として規定されている国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し我が国と同等の水準の制度を有する国を米国、イタリア、英国、カナダ、ドイツ及びフランスとすること

イ 規制の対象となる金銭等に類する財産を、前払式支払手段、手形、小切手、船舶及び航空機とすること等を定めるもの。

- (3) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則案

国際テロリストを指定した場合等における公告事項、許可申請の方法、仮領置に係る規制対象財産の提出命令の方法等を定めるもの。

- (4) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則案

国際テロリストを仮指定した場合に事後的に行う国際テロリストに対する意見の聴取の実施に関する手続を定めるもの。

3 意見公募手続の実施結果

平成27年7月24日から同年8月22日までの間、2(2)から(4)までについて、意見公募手続を実施した結果、183件の御意見・御質問が寄せられた。

4 政令案に係る今後のスケジュール

閣議 平成27年9月29日

- 1 開催日時
平成27年9月11日(金) 午前9時00分から午後6時00分まで
- 2 開催場所
日本武道館
- 3 大会結果
(1) 柔道出場者 (全体205名 : 男子166名、女子39名)

	区 分	所 属	階 級	氏 名	年 齢	備 考
男	無差別	福岡県警察	巡査部長			出場6回目
	100kg級	兵庫県警察	巡 査			初出場
	90kg級	千葉県警察	巡 査			初出場
子	81kg級	静岡県警察	巡査長			2大会連続2回目
	73kg級	警 視 庁	巡査長			5大会ぶり2回目
	66kg級	警 視 庁	巡査長			出場2回目
女	63kg超級	大阪府警察	巡 査			3年連続3回目
	63kg級	警 視 庁	巡査長			2年連続2回目
	52kg級	兵庫県警察	巡査長			出場4回目

- (2) 剣道出場者 (全体209名 : 男子122名、女子87名)

	区 分	所 属	階 級	氏 名	年 齢	備 考
	男 子	大阪府警察	巡 査			初出場
	女 子	大阪府警察	巡査長			2大会ぶり4回目

4 今後の大会予定

- 10月13日(火) 全国警察剣道大会 (団体戦)
- 10月14日(水) 全国警察柔道大会 (団体戦)
- 11月17日(火) 全国警察逮捕術大会及び全国警察拳銃射撃競技大会

※ 氏名、年齢は省略

公安委員会 説明資料No. 5	「全国犯罪被害者支援フォーラム2015」 の開催について	平成27年9月17日 給与厚生課
----------------------------------	---	----------------------------

1 開催の趣旨

本フォーラムは、犯罪被害者支援に携わる関係機関及び民間被害者支援団体の関係者が参加し、講演やパネルディスカッション等を通じて、犯罪被害者支援のための知識の向上や緊密な連携の強化を図ることなどを目的に毎年秋に開催（今回で20回目）。

※ 警察庁、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会、公益財団法人犯罪被害救援基金が主催

2 日時、会場

平成27年10月2日（金） 午後1時00分から午後5時10分まで
 ヤクルトホール（東京都港区東新橋 ヤクルト本社ビル）

3 来賓、参加者

国家公安委員会委員長、日本弁護士連合会会長

参加者～約500人（国・都道府県の行政機関、民間被害者支援団体、学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士等）

4 プログラム概要

(1) 犯罪被害者支援功労者・功労団体等表彰

多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、多大な功労があったと認められる犯罪被害相談員等に対して、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク代表者との連名表彰等を実施。

(2) 講演

石黒由美子氏（北京オリンピック2008 シンクロナイズドスイミング競技 日本代表・交通事故被害者）が、「夢をあきらめない」をテーマに講演。

(3) パネルディスカッション

重度後遺障害の被害者家族、交通事故遺族及び関係機関の実務者などのパネリストが、「交通犯罪被害のない社会をめざして～被害者の実情と支援の課題～」をテーマに討議。

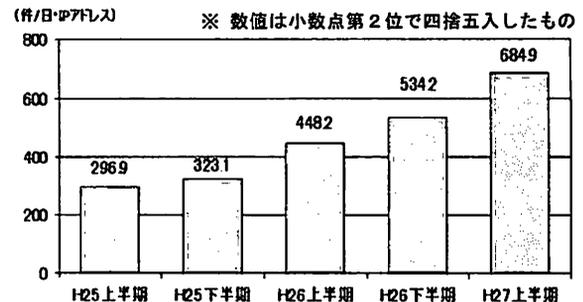
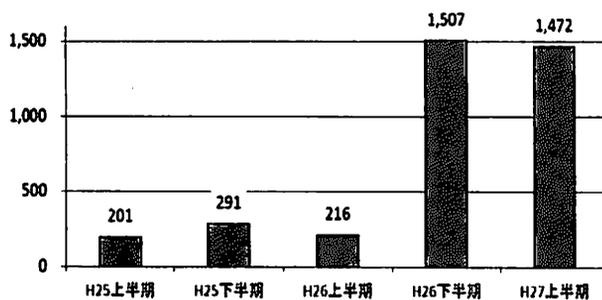
1 特徴

(1) 標的型メール攻撃の認知件数の増加

- 警察が把握した標的型メール攻撃は1,472件。
- 日本年金機構を始めとする我が国の多数の団体、機関、事業者等でサイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生。
- 非公開メールアドレスに対する攻撃が全体の約9割。
- 送信元アドレスの詐称、確定申告制度を踏まえた攻撃等手口が巧妙化。

(2) サイバー空間における探索行為の増加

- インターネットとの接続点に設置したセンサーに対するアクセス件数は、1日1IPアドレス当たり684.9件。
- 攻撃の踏み台となり得るプロキシ等に対する探索行為が増加。

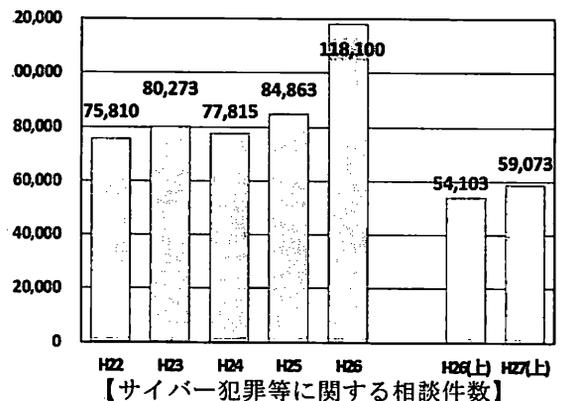
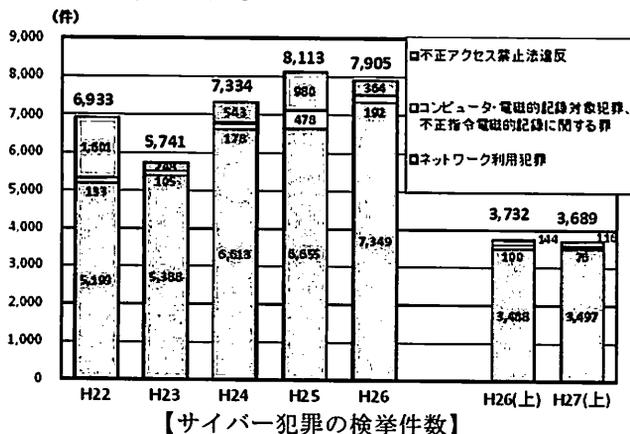


(3) インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害が拡大

- 27年上半期の被害額は約15億4,400万円で、前年下半期を上回り、引き続き大きな脅威。
- 信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫に被害が拡大。

2 サイバー犯罪の検挙状況等

- サイバー犯罪の検挙件数は3,689件。
- ネットワーク利用犯罪の検挙件数は高水準で推移。
- 都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は59,073件。



公安委員会	J R東日本に対する威力業務妨害事件	平成27年9月17日
説明資料No. 7	の検挙について	捜査第一課

警視庁は、東京都内のJ R沿線等において連続発生したケーブル等対象の火災事案について、本年9月15日(火)、被疑者を威力業務妨害罪で逮捕した。

1 被疑者

住居 東京都武蔵野市
職業 自称 ミュージシャン

(42歳)

2 逮捕事実の概要

被疑者は、平成27年8月23日(日)午後7時26分頃、東京都品川区所在、東日本旅客鉄道株式会社東京総合車両センター構内品川変電所付近において、高圧ケーブル分岐付近に火を放ち、その後、事後対策の措置として耐火用シートを被せる等、同社の正常な業務の遂行に支障を生じさせ、もって威力を用いて同社の業務を妨害したもの。

3 捜査の経緯

- (1) 8月16日(日)以降、東京都内J R線の線路脇等においてケーブル等対象の連続火災を認知。
- (2) 8月31日(月)、捜査本部を設置するとともに、沿線等における警戒警備を強化。
- (3) 所要の捜査の結果、9月15日(火)、被疑者を威力業務妨害罪で通常逮捕。
- (4) 他のケーブル火災等との関連性も含め、事案の全容解明に向けて捜査を推進。

埼玉県警察は、平成27年9月14日、埼玉県熊谷市の一般民家において夫婦2名が遺体で発見された事件、同年9月16日、同市の一般民家2軒から小学女児2名を含む4名の遺体が発見された事件について、殺人事件として捜査中である。

1 被害者

(1) 第1事案（9月14日認知）

住居 埼玉県熊谷市

無職 A 男 55歳

市役所職員 B 女 53歳

(2) 第2事案（9月16日認知）

住居 埼玉県熊谷市

無職 C 女 84歳

(3) 第3事案（9月16日認知）

住居 埼玉県熊谷市

無職 D 女 41歳

小学生 E 女 10歳

小学生 F 女 7歳

2 捜査の経緯

(1) 平成27年9月14日、B女の知人からの110番通報により第1事案を認知し、臨場した警察官がA男、B女の遺体を発見。

(2) 同年9月16日、C女の姿が見えないことなどから、親族が110番通報し、現場に臨場した警察官がC女の遺体を発見。

(3) 同日、上記現場付近を捜査中の警察官が、一般民家2階から顔を出し包丁を所持する男を発見・確保するとともに、同民家内からD女、E女、F女の遺体を発見。

(4) 一連の事件の全容解明に向け、所要の捜査を推進。

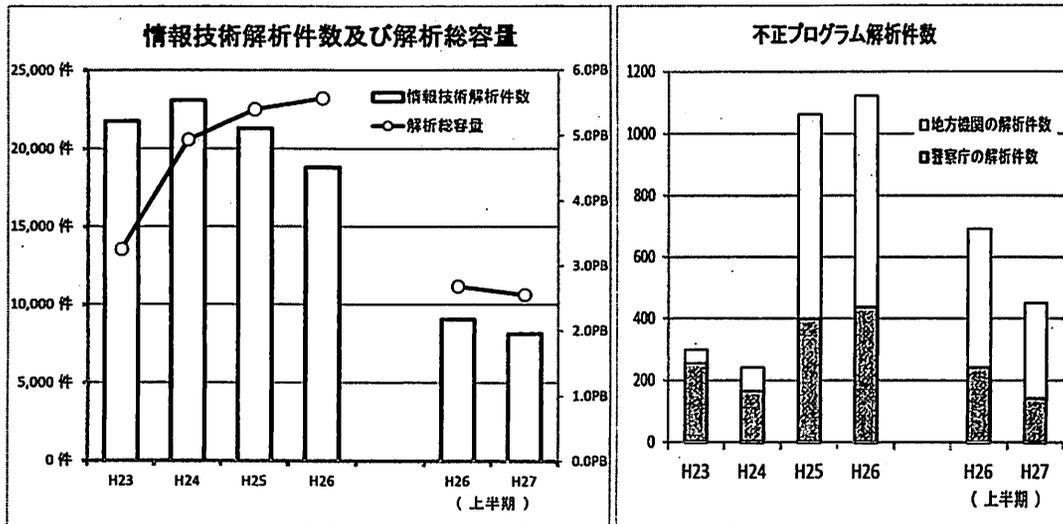
3 その他

確保した男については、落下するなどして病院において治療中。

1 情報技術解析の実施結果

- 情報技術解析件数^{※1}は8,133件(前年同期比約10%減)
- 電磁的記録の解析総容量は2.5ペタバイト^{※2}(前年同期比約5%減)
【状況】 スマフォに記録された内容の確認について、警察庁開発ツールの活用ができる場合等は都道府県警察で対応可能であり、情報技術解析部門は困難なものに注力
- 不正プログラム解析件数^{※3}は450件(前年同期比約35%減)
【状況】 内数であるインターネットバンキング不正送金事犯に係る不正プログラム解析件数については同率で減少

※1：都道府県(方面)情報通信部情報技術解析課が実施した情報技術解析の件数(鑑定含む。
 ※2：1ペタバイトは、約1,000,000,000,000,000バイト
 ※3：解析には不正プログラムの有無の確認や抽出を含み、解析件数には解析中のものを含む。



2 高度な解析の事例

- 難読化、隠匿等により解析妨害機能が高度化された新種の不正プログラムを解析し、その動作を解明。全国に周知し、捜査の迅速化に寄与
- 破損したスマートフォンに内蔵されたメモリチップを取り外し、精密な作業により機能回復してデータを抽出

3 当面の推進事項

- 高度情報技術解析センターを中核とした解析技術の高度化を一層推進し、OSやアプリケーションのバージョンアップ等に対する解析について迅速に対応
- 実践的訓練による全国の情報技術解析部門職員個々の解析力の強化
- 国内外の学術機関への派遣等による解析技術・ノウハウの収集